

第2章 計画の目標

1 基本理念

本市では、前計画において、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の2つを基本理念として「完全参加と平等^{*1}」および「権利擁護（アドボカシー）^{*2}」、「バリアフリー^{*3}」の実現をめざしてまいりました。

新しい世紀に入り、障害のある人が社会の一員として、不当な差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域社会で自立した生活が送れるような社会を築いていくことが求められます。

このようなことから、誰もが地域のなかであたりまえの生活が送れる社会をめざす「ノーマライゼーション」と全人間的な復権のために、障害のある人の自立と参加をめざす「リハビリテーション」のうえに、さらに誰もが住み慣れた地域で互いを尊重し合い、支え合う「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

（1）ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いを受けることなく、他の人々と共に社会生活を営んでいけることこそノーマル（正常）」という考え方です。つまり、障害のある人をはじめ、誰もが地域のなかであたりまえの暮らしができる社会をめざそうという理念です。

(2) リハビリテーション

リハビリテーションとは、医学的なリハビリテーションにとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージ（人生の各段階）において、全人間的な復権（何らかの障害のある人がその人の能力を最大限まで引き出すこと）をめざそうという理念です。

(3) 共生社会

共生社会とは、「国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う」社会という考え方であり、住み慣れた地域で共に支え合いながら生き生きと安心して暮らしつつけられる社会をめざそうという理念です。

そして、障害のある人も社会の対等な構成員として人格を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加するとともに、社会の一員としての責任を分担することが必要とされています。

* 1 完全参加と平等

完全参加と平等は、昭和 56 年の国際障害者年のスローガンですが、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念を受けて、障害のある人もない人も、同じ地域社会の中で平等に生活でき、市民生活に参加できることです。「参加」には、経済活動への参加、文化活動への参加などを含み、障害のある人が同年齢の市民と同等レベルの社会活動に参加できることです。また、「平等」とは、障害を理由とする一切の差別を排除し、社会的な不利がなく、あたりまえに社会利益を共有できることです。

* 2 権利擁護（アドボカシー）

権利擁護とは、意思能力が十分でない知的障害者などが、人間としての尊厳を守られ、生まれながら持っている権利を保全され、どのような障害があっても、あたりまえに社会生活が営めるように、障害の特性や意思能力に応じて、その権利や生活基盤が社会制度・組織（システム）や専門家によって擁護されることです。

専門家等が行為の主体となって権利を擁護するアドボカシーに対して、エンパワメントとは、当事者自らが主体となって自らの権利を守り、発展させていくという考え方です。権利擁護（アドボカシー）とエンパワメントは、主体の力点の置き方が異なりますが、どちらも障害のある人の権利を守り、発展させていくうえで、密接に関連した大切な考え方です。

* 3 バリアフリー

バリアフリーとは、障害のある人の社会生活上のバリア（障壁）を除去することです。これは、移動の際の段差などのバリアから、障害を理解している人としていない人の間にある心のバリアまで、様々な次元のバリアを含んでいます。障害のある人は、自らの障害自体をなくすことは困難ですが、障害によってもたらされたハンディキャップを支援サービスにより除去し、より良い社会生活を送ることができます。このことから、ハード（道路および施設整備など）とソフト（障害のある方への理解の促進など）両面からのバリアフリーが必要です。

2 基本目標

障害のある人もない人も、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた家庭や地域の中で生き生きと安心して暮らしつづけられる思いやりと笑顔あふれるまちをめざし、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「共生社会」を基本理念とし、地域の特色を生かしながら、誰もが互いに尊重し合い、支え合い、助け合うことのできる福祉文化を培い、市民の意識を育み、ともに学び、ともに働くことができるまちづくりを進めるため、



「ともに生きるまちづくり」

を基本目標とします。

3 基本的な視点

本計画では、施策の取り組む基本的な視点を次のように設定します。

(1) 社会のバリアフリー化

「人にやさしいまちづくり」を基本に、障害のある人もない人も自由に行動し、安心して生活できるよう、情報、心理、意識なども含めた社会的環境と住宅、道路、建物などの物的環境の両面から生活環境のバリアフリー化を推進します。

また、生活環境の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人が利用しやすいまちづくりの推進に努めます。

(2) 自己実現の支援

障害のある人が自らの選択と決定により、主体的にサービスを利用し自立した生活が送れるように、多様な障害特性に応じた適切な施策を推進するとともに、サービスに関する情報提供や相談体制などを充実し、障害のある人の自己実現を支援します。

(3) ライフステージに対応した施策の推進

ライフステージによって異なる生活形態や生活環境による課題の把握に努め、地域での自立した生活を支援することを基本に、障害のある人一人ひとりのニーズに対応して、人生の各段階に応じて総合的かつ適切な支援を推進します。

(4) 多様化するニーズへの対応

障害のある人の高齢化、障害の重度・重複化、障害の種類や程度によって異なる様々な生活課題やニーズに対応するため、保健・医療・福祉にとどまらず、幅広い分野にわたる多くの関係機関や団体などとの連携により、一人ひとりに適した個別的な支援を推進します。

(5) 社会全体での支援

障害のある人をはじめ、高齢者も児童も住み慣れた地域で、ともに安心して楽しく生活できる社会をめざして、住民、ボランティア、NPO法人、市民団体、社会福祉法人、企業、そして行政などが一丸となって、当事者の参画を図りつつ、連携と協働のもとに、障害者支援を推進します。